

2016年10月31日

中央教育審議会初等中等教育分科会
教育課程部会教育課程企画特別部会
主査 無藤 隆 様

日本教職員組合
中央執行委員長 岡本 泰良

「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」に関する意見書

中教審教育課程部会教育課程企画特別部会におかれましては、子ども・学校をとりまく様々な課題の解決にむけご尽力されていることに敬意を表します。

さて中教審教育課程部会でとりまとめられた「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」（以下、「審議のまとめ」）は、育成すべき「資質・能力」が前面に打ち出され、「主体的・対話的で深い学び」を実現するアクティブ・ラーニングの必要性が強調されています。

現在、いじめ・虐待・不登校など子どもをとりまく課題は複雑化・深刻化しています。また経済格差による教育格差によって子どもの学習権すら脅かされています。学習指導要領の改訂に際しては、こうした子どもの実態や学校現場の状況を十分に反映したものとすべきです。さらに、教職員が子どもと向き合う時間や、教材研究・授業準備の時間の確保、教職員定数改善をはじめとした教育条件整備も急務となります。

日教組として特に検討を要する点についてとりまとめましたので、今後の審議に反映して頂くようよろしくお願い申し上げます。

1 教育内容を精選することなく、新たな内容を付加することについて

「ゆとり」批判を受け、2008年の学習指導要領の改訂により、小学校では約300時間、中学校では約100時間が増加されました。学校は授業時数確保が最優先され、連日子どもと教職員は、時間的にも精神的にも余裕がもてない中で学校生活を送る結果となっています。さらに「全国学力・学習状況調査」によって「平均正答数・正答率」の向上による平均点アップが求められ、過去問等を使用した事前練習が繰り返されている実態がみられます。

「審議のまとめ」では、新たな学習内容を付加するのみで、教育内容を精選しない方針が示されていますが、これでは教職員の負担が増すばかりです。すでに学校では教員が担当する持ち時間は限界に達しており、教材研究や授業準備の時間の確保すら困難となっています。いわゆる教職員の「がんばり」に依存する体制が蔓延しており、時間外勤務を行わざるを得ない状況となっています。また日課表は過密で教職員だけでなく子

どもの余裕すら奪っています。

学びの質と量を重視するとして、教育内容の精選を行わないまま、外国語の教科化、プログラミング教育、高校における教科・科目の再編等、新たに教育内容を加えることは、学校現場の実態を踏まえない改訂と言えます。

子どもたちの主体的な学びをすすめるためには、教職員には教材研究や授業準備の時間、子どもには、授業時間内でのじっくり考える時間や学び合う時間が必要です。新たな内容を付加するのであれば、教育内容の精選が不可欠です。

2 小学校における外国語活動や外国語の教科化について

小学校中・高学年に年間 35 時間を増加し、新たに外国語活動と外国語の教科を導入しようとしています。現状の学校現場の状況では極めて困難であり、再考を強く求めます。

「審議のまとめ」では、10～15 分の短時間学習や 60 分授業が提案されていますが、すでに朝の時間帯や休み時間などは、多くの学校で読書や計算・漢字の反復学習等に活用されています。さらに、夏季休業期間等の短縮による時数確保や、学校 5 日制の意義と反する土曜授業は、日常の学習活動との関連性を無視したもので、子どもや教職員の余裕を一層奪うものです。

小学校には英語科の免許を有する教職員が少なく、「専門的な内容を履修していない者が教科指導を行ってよいのだろうか」等の不安の声が挙がっています。義務教育における教育の機会均等を全国で保障するには、専科教員の配置、ALT の財政的支援等の具体的整備が必要となりますが、文科省が発表している「『次世代の学校・地域』創生プランの推進」においても不十分であり、学校現場の不安を払拭できるものではありません。また学校現場の多忙化は深刻であり、外国語免許の取得や専門性を高める研修すら困難な状況にあります。

以上のことから教科としての外国語については、中学校で学ぶ内容を小学校高学年に前倒しするのではなく、体験的な学びとなるよう、評価も含めて今後検討していく必要があります。

3 「特別の教科 道徳」について

道徳教育を実施するにあたって、子どもや地域の実態から身近な社会的課題をとりあげることや、地域教材を活用して実践されることを強調することが重要です。

道徳の評価は、「積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価」であっても、客観的に評価することは難しく、評価のあり方・方法については、今後も十分な検討をする必要があります。

また、高校においては、「公共（仮称）」「倫理（仮称）」や特別活動などを道徳教育の

「中核的な指導場面」として関連づけるのではなく、社会全体で道徳教育が行われるよう見直すべきです。

4 高校における大規模な教科・科目構成の見直し等について

高校の教科・科目の見直しは、あまりにも大規模なものであり、生徒・教職員に多大な負担を強いることとなります。混乱を避けるためにも、現行の科目で対応できるものはそのままにして、教科・科目の見直しについては、最小限に留めるべきです。

さらに学習指導要領改訂にともない、高校における教員定数改善をはじめとした教育条件整備が必要です。

「高等学校基礎学力テスト（仮称）」については、学校におけるPDCAサイクル確立のための実施であれば、「全国学力・学習状況調査」と同様に他校との比較を煽り、学校間競争を助長することにつながります。

観点別評価は、学習の過程で生徒に示し、本人の学習を促すために活用すべきです。指導要録あるいは調査書への記載は必要ありません。また、指導要録の電子化については、個人情報保護の観点からさらに慎重な検討が必要です。

5 部活動について

「学校教育か社会教育かといった枠を超えて、共に子供の成長を支えるという観点に立つ必要がある」と記載されています。「部活動は学校で行うもの」という認識が根強く残っている地域も多く、現在でも部活動は学校に委ねられる実態にあります。現在の実態を改善するためにも、部活動については、学校だけでなく地域や関係団体等との連携のもと行われることを明記すべきです。さらに「深い学びを実現する」として教科と部活動の関連性が強調されていますが、部活動は、子どもの自主的・自発的な参加によるものであり、教育課程とは切り離されるべきです。

部活動が、子どもと教職員の大きな負担となっていることは各種調査からも明らかです。休養日や活動時間を適切に設定することや、中体連をはじめとした各種大会等の規定の見直し、部活動外部指導員等の制度導入とともに、一定規模の地域内の複数校による部活動運営が可能となる条件整備が必要です。

6 「主体的・対話的で深い学び」について

「育成をめざす『資質・能力』」を前面に打ち出し、「主体的・対話的で深い学び」を実現するとしてアクティブ・ラーニングの視点の必要性が強調されています。

教育現場には様々な子どもたちがいます。本来、子どもたちのゆたかな学びは、子どもの実態から出発し、実践を積み重ねていくべきものです。子ども・地域の実態に応じ

て従来から行われてきた教育実践が損なわれることのないよう、大綱的基準として定められている学習指導要領に指導方法や評価方法まで記載することは避けるべきです。

7 「カリキュラム・マネジメント」について

「審議のまとめ」では、各学校の教育目標を実現するために、カリキュラムを編成し、実施・評価・改善する PDCA サイクル構築とカリキュラム・マネジメントの一体化を求めています。カリキュラム・マネジメントと称して、教育委員会や管理職からの一方的な管理がすすむことを危惧します。従来から教職員は、日常的に教育課程の改善にとりくんでおり、そのとりくみを尊重することで教育課程を改善すべきです。

またカリキュラム編成は、学校に編成権があり、子ども・地域の実態が考慮されることは当然のことです。「社会に開かれた教育課程」によって、過度に地域との連携が強調され、従来からの地域社会との連携・協力関係が変質しないよう配慮が必要です。

子どもや地域の実態をふまえたゆたかな学びの保障のため、学校裁量のより一層の拡大と柔軟で自主的編成が可能となる体制が重要となります。

8 特別支援教育について

インクルーシブ教育について、障害者権利条約で示された理念や方針を、どのように教育に反映していくか、障害のある人びとに対して未だ排除的な教育の現状をどう変えていくか等、今後の方向性について不明確です。医学モデルから社会モデルへの転換、インクルーシブな教育への方向性について明確にすべきです。

「通常の学級においても、障害のある子どもが在籍している可能性があることを前提に」との記載があります。しかし、通常学級において特別な教育的支援を必要とする子どもが 6.5%程度在籍しているとの調査結果からも、「可能性がある」ではなく「在籍していることを前提に」と認識を深める必要があります。

9 外国につながる子どもの教育について

日本政府は、子どもの権利委員会、人種差別撤廃委員会等からアイヌや琉球をはじめとするマイノリティや先住民の子どもに対して、マイノリティの言語で、もしくはその言語について教育を受ける機会を保障するよう、くり返し指摘・勧告されています。

「日本語の能力に応じた支援の充実について」は、日本語指導に特化されており、外国につながる子どものアイデンティティの確立に不可欠である母語・母文化教育を受ける権利を保障する観点が必要です。

10 「幼児教育」について

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として10項目が示されていますが、現在の領域との関連や、項目相互の関連が不明確です。また、遊びの内容が具体的に規制される懸念があります。

さらに「他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定によってとらえるものではないことに留意する」との記載はありますが、「できる」こと、「身につく」ことに主眼を置けば、比較や達成度についての評価は避けられなくなります。あくまで「育ってほしい姿」は、到達目標ではないことを明確にすべきです。

預かり保育については、「教育課程に係る教育時間を含めた全体の中で計画、実施する必要がある」「地域の人々との連携などチームとしてとりくむ例を示す」とされていますが、公立幼稚園の中には、預かり保育の人的条件等が十分に整っていない状況で実施しているところもあります。十分な人的条件整備が急務です。

11 「特別活動」について

主権者教育の視点からも、特別活動において「自治的能力を育成する」ことは重要です。「社会科や公民科との関連」に留めることなく、すべての教科・科目で意識的に推進していく必要があります。

「キャリア・パスポート（仮称）」の作成は、子どもの実態にあわせ各学校・設置者が判断すべきものであり、学習指導要領への記載は必要ありません。

12 教育条件整備について

6月13日、文科省が公表した「学校現場における業務の適正化に向けて～次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース報告～」に関する記載があります。教職員の業務は、年々増え続け、負担感は一層増しています。子どもの学ぶ意欲を醸成する授業を行うため、教職員の持ち授業時間数を減らし、勤務時間内で授業準備・教材研究に専念できる条件整備を行うことが重要になります。

そのためには「審議のまとめ」に記載されている「教職員の業務の見直し」「教員が担うべき業務に専念できる環境整備の推進」「部活動における休養日の設定の徹底や外部人材の活用などの運営の適正化」「勤務時間管理の適正化」が、喫緊課題であり確実に実行されることが重要です。また、教職員定数の改善などの財政措置の実現についても必要不可欠です。